

調査管理番号・案件名
25a00292_カンボジア国シェムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクトフェーズ2

質問と回答は以下のとおりです。

2025年7月28日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	15	第2章 特記仕様書第3条 実施方針及び留意事項2. 本業務に係る実施方針及び留意事項(5)パイロット事業2) エリアを特定した産官学民連携のまちづくり	パイロット事業の候補エリアに「③ワット・ダムナクエリア」が記載されていますが、図2中の③のエリア内にワット・ダムナクが含まれておりません。貴機構がシェムリアップ州政府と協議したのは「ワット・ダムナクエリア」でしょうか？それとも、図2中の③のエリアでしょうか。	図示しているエリアはあくまでも目安であり、シェムリアップ州政府とはワット・ダムナクを含むエリアを候補地エリアとして協議しました。一方、仕様書に記載の通り、他エリアでの実施を拒むものではないですし、また、あくまでも候補エリアであり、今後の協議等で変更もあります。
2	16	P16 第2章 特記仕様書第3条 実施方針及び留意事項2. 本業務に係る実施方針及び留意事項(6)ベースライン調査 P23-24 第2章 特記仕様書第4条 業務の内容2. 本業務にかかる事項(3)その他② ベースライン調査 P28 第2章 特記仕様書第6条 再委託	本特記仕様書において、「①プロジェクト成果や目標の達成状況のモニタリングのためのベースライン調査」「②プロジェクト成果や目標の達成状況のモニタリングのためのエンドライン調査」「③パイロット事業の成果や目標の達成状況のモニタリングのためのベースライン調査」の3種類の調査に関する言及があります。うち、再委託実施可能なのは①と③であり、②は再委託不可という理解で合っていますでしょうか？また、①と③を2つの契約に分けて実施することは可能でしょうか？	P16及びP28のベースライン調査はパイロット事業を念頭に置いた調査であり、パイロット事業後の評価も含みます。また、現地再委託可能です。一方で、P23～P24のベースライン調査とエンドライン調査はパイロット事業以外にも含むプロジェクト全体の評価のための調査であり、再委託は不可となります。
3	22	第2章 特記仕様書第4条 業務の内容2. 本業務にかかる事項3)成果3(シェムリアップ州政府の好事例を対外発信する能力が向上する)に関わる活動	活動3-1-2に係る活動として記載されている「カンボジア国内の行政関係者への報告・知見共有会」に係る各種直接経費は長期専門家ではなく受注者が支出するものであり、本見積りに含むと理解してよろしいでしょうか？	受注者が支出するものとして、本見積りに含めるようにお願いいたします。
4	25	第2章 特記仕様書第5条 報告書等	本特記仕様書では受注者によるMonitoring Sheetの提出を計4回求めている一方で、配布資料である署名済みR/Dでは計6回の提出が求められています。Monitoring Sheet Ver. 5およびVer. 6については、長期専門家とカウンターパート機関とが共同作成し、貴機構に提出するものと理解してよろしいでしょうか？	Monitoring Sheetの提出回数を5回に修正します。提出時期の目安は以下の通りです。 ・Monitoring Sheet Ver1: WPの3ヶ月以内 ⇒ 2026/3 ・Monitoring Sheet Ver2: Ver1の6ヶ月後 ⇒ 2026/9 ・Monitoring Sheet Ver3: Ver2の6ヶ月後 ⇒ 2027/3 ・Monitoring Sheet Ver4: Ver3の6ヶ月後 ⇒ 2027/9 ・Monitoring Sheet Ver5: Ver4の6ヶ月後 ⇒ 2028/3 Ver.5も含め、全てのMonitoring Sheetは受注者がC/Pと共同作成するものとして想定しております。
5	47	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項2. 業務実施上の条件(5)対象国の便宜供与	便宜供与として「事務機器(コピー機等)」が「有」とされていますが、可能な範囲で具体的な品目を列挙いただけますでしょうか？たとえば、コピー機本体の便宜供与がある場合、付属消耗品である紙やトナーも便宜供与品の中に含まれますでしょうか。	便宜供与はコピー機本体のみとなります。紙やトナー等の付属消耗品は便宜供与品の中に含まれません。

以上